

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む中小企業・個人事業主を応援します～

中小企業向け賃上げ促進税制を延長・拡充

一かつてない高い税額控除率 最大45% を実現

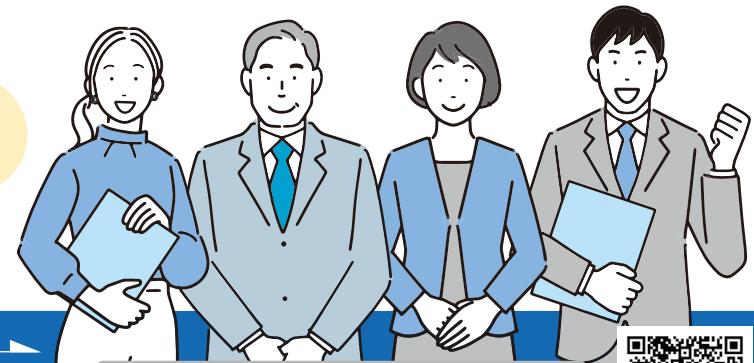
教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和

子育てとの両立支援・女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設

適用期限を3年間延長 適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

中小企業を対象に前例のない長期となる、5年間の税額控除の繰越措置を創設

人材投資や
働きやすい職場づくり等に
ぜひご活用を



詳しくは、
ポータルサイトをご確認ください。
(※上記は令和6年度税制改正による措置)

中小企業 賃上げ促進税制



中小企業の価格転嫁をトータル支援

「適正取引講習会」「下請かけこみ寺」「価格転嫁サポート窓口」

下請法と下請取引に係る社内整備体制の解説や、下請中小事業者の
価格交渉力強化に向けた「適正取引講習会」を全国47都道府県で開催

- ▶ 対面式講習会 愛知県開催 10月23日(水)・11月7日(木)
- ▶ オンライン講習会(毎月4回程度開催)
- ▶ eラーニング(下請法基礎編・価格交渉実践編)

中小企業庁 適正取引支援



企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決(ADR)手続きを行う
「下請かけこみ寺」を全国47都道府県に設置

相談・調停費用
無料

相談用フリーダイヤル
0120・418・618

下請かけこみ寺



全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、価格交渉に関する
基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得などを支援

無料の経営相談所

価格転嫁サポート窓口

